

都市計画税（市町村税）

都市計画事業または土地地区画整理事業に要する費用にあてるため、都市計画区域のうち原則として市街化区域内に所在する土地・家屋にかかります。

◆納める人

原則として、市街化区域内に土地や家屋を所有している人に課税されます。
本県では、徳島市と北島町において課税されています。

◆納める額

都市計画税の税率は0.3%を限度として、市町村の条例で定められます。

$$\begin{array}{l} \text{(徳島市)} \\ \boxed{\text{固定資産の価格}} \times \boxed{\frac{0.275}{100}} = \boxed{\text{税額}} \quad \text{※北島町の税率は } \frac{0.050}{100} \\ \text{(課税標準)} \qquad \qquad \qquad \qquad \end{array}$$

※課税標準は、土地又は家屋の価格で、固定資産税の課税標準と同水準となります。

◆免税点

固定資産税について免税点未満のものについては、課税されません。

◆課税標準の特例

住宅用地については、次の特例があります。

一般住宅用地	価格の3分の2
小規模住宅用地	価格の3分の1

また、平成30年度から平成32年度までの各年度の土地に対する都市計画税の額については、固定資産税に準じた特例措置があります。

◆申告と納税

1月1日現在の所有者に課税され、市町村から送付される納税通知書により、固定資産税とあわせて納めます。

